



KPMG

ポーランド拠点の監 督・管理者のための ウェビナー

2025年2月5日@ワルシャワ

[Kpmg.pl](https://kpmg.pl)

本日の議題

01 グローバル最低課税アップデート

02 新たな報告義務: JPK_CIT

03 固定資産税の改正

04 国境炭素調整メカニズム（CBAM） 若干のアップデート

05 欧州森林破壊防止規則（EURD） 若干のアップデート

グローバル最低課税(BEPS2.0 第2の柱)

グローバル最低課税とは？

実効税率が15%を下回る場合に差分をトップアップ税として徴収する制度

実効税率の計算

調整後対象租税額

÷

適格所得額

グローバル
最低課税

BEPS2.0
第2の柱

対象となる企業グループ

連結売上が7億5000万ユーロ以上の
多国籍企業グループ

追加徴税のメカニズム

- 所得合算ルール (IIR)
- 軽課税所得ルール (UTPR)
- 適格国内ミニマムトップアップ税 (QDMTT)

BEPS 2.0指令をポーランドの国内税法に導入する法律が意見公募手続きを経て、2025年1月1日に発効しました。ポーランド政府は、導入による悪影響を緩和するために、研究開発活動に関わる税制優遇、研究開発あるいは経済特区への投資における法人税免除措置に関する解決策の開発に取り組んでいます。（直接的な現金還付などが検討されている。）

概要

- 法人税標準監査ファイル (JPK CIT) の導入は、ポーランド税制におけるデジタル化の一貫として行われるものです。
- 該当する法人税の納税者は、コンピュータ プログラムを使用して会計データを保持し、課税年度終了後に所管の税務署にJPK CITを提出する必要があります。
- これらのデータは、財務省が指定する所定の様式に従って電子的に提出される必要があります。

対象となる法人 税納税者

- JPK CITの報告義務は2025年1月1日より、以下の納税者を対象として導入されます。
 - 連結納税グループ(いわゆる「PGK」)および
 - 前年度の売上が5,000万ユーロを超える法人税納税者
- 当該報告義務は、今後2年間で徐々に他の納税者へ適用が拡大される予定です。

導入時期、提出 期限

- 2024年12月31日より後に開始する課税年度/財務年度がJPK CIT報告義務の対象となります。納税者は所定のファイル形式にて税務署への報告を行う必要があります。
- 課税年度/財務年度が2025年12月31日以前に終了する場合、JPK CITは2026年3月末までに税務署に提出する必要があります。

固定資産税改正の概要



「構造物」の新定義

法律の付属文書No.4 が作成され、構造物とみなされる施設が限定列挙されている。

- 機械や技術的な装置の土台
- 技術的な装置
- 架設など
- 発電・エネルギー設備など

<例>

道路、道路からの入口・出口、（駐車・荷積みなどの）区画地、橋、陸橋、屋外駐車場、保管場所、容器置き場、車回し、張り出し、支柱、街灯

「建物」の新定義

- 建設作業により構築されたもの、
- 恒久的に地面に接しており移動できない
- 基礎および屋根を有する
- 周囲の空間と仕切りにより分離されている
- 特定の目的に用いるための装置やシステムを備えている

必要となる対応

- ✓ 新定義に従って資産分類を修正
- ✓ 固定資産税と法人所得の両方の観点から管理業務を最適化

国境炭素調整メカニズム(CBAM)

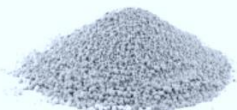
<CBAM対象物品>



鉄鋼



セメント



肥料



アルミニウム



水素



電力

	主なスケジュール
2023年10月1日	移行期間の開始：対象物品の輸入者は、四半期毎に、輸入した対象物品製造に際しての温室効果ガスの排出量、原産国で課された炭素コストを報告
2025年1月1日	CBAM対象物品の登録輸入業者認定の取得
2026年1月1日	本格適用開始
2027年5月31日	初回（2026年分の）CBAM申告書を提出
2030年まで	欧州排出権取引制度の全対象部門へCBAMを適用
2034年以降	欧州排出権取引制度において無償割当を全廃し、CBAMに全面的に移行

直近の状況

報告に際しての排出量の計算方法

- 電力以外の対象物品の排出量は、2024年Q3以降は、実際の排出量をベースに算出・申告しなければならない。

CBAM対象の拡大動向

- 対象物品の川下製品
- 対象となる間接排出量
- 輸送・輸送サービスの排出量
- 対象物品の拡大
- 対象製品の投入材料

欧州森林破壊防止規則(EUDR)

目的

- EU域内及び世界の森林減少や森林劣化の回避
- 少なくとも3,200万トンの炭素排出量の削減

対象製品

対象関連物品	対象関連製品(例)
牛	牛肉、牛革
カカオ	カカオの豆や殻、カカオバター、チョコレート
珈琲	珈琲の豆やさや
ゴム	タイヤ、ゴム製品
大豆	大豆、大豆かす、大豆油
アブラヤシ	アブラヤシの豆、種、パーム油
木材	家具、紙

対象者

- オペレーター：EUにおける対象物品の輸入業者、輸出業者、最初の製造業者
- トレーダー：EU内の対象物品のサプライチェーンにおいて、オペレーターの下流に位置する仲介・小売業者等

デューデリジェンス (DD)

- 1) 情報収集
- 2) リスク評価
- 3) リスク緩和措置

罰金 (最高額)

事業者のEU全体の年間総売上上の4%

スケジュール

2020年12月31日	「森林減少フリー（deforestation-free）」とは、同日以降、森林減少されていない土地で生産された対象関連物品
2023年6月29日	EUDRの施行
2025年12月30日	オペレーター、大規模トレーダーへのDD義務開始
2026年6月30日	中小規模トレーダーへのDD義務開始



Thank you for the meeting



Jarosław Nożewski

Senior Manager,
Corporate Income Tax

M: +48 604 919 899
E: jnozewski@kpmg.pl



野村 雅士

Masashi Nomura

ディレクター ジャパンデスク

M: +48 604 496 342
E: mnomura1@kpmg.pl



kpmg.pl

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2025 KPMG Tax M.Michna sp.k., a Polish limited partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

Document Classification: KPMG Public